

随意契約理由書

件 名	和田岬駅電気室保護継電器更新整備
契 約 の 相 手 方	日新電機株式会社 関西支社
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号に該当
随意契約の理由 今回の整備対象である駅電気室設備は、駅舎及び列車に電力を供給する高圧変電機器をはじめ列車の営業運転に係る重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・臨時検査を実施している。 本業務は、駅電気室設備の重要機器である保護継電器の整備を行うものであるが、これらの対象機器を含め駅電気室設備機器は製造業者独自の仕様で製作されており、本業務を責任を持って確実に行える者は当該機器及び駅電気室設備の製造業者である「日新電機」以外にない。よって上記業者との随意契約を締結するものである。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078－791－1467)